

基本方針に基づき抑止対象となる行為及びそのエリアは、次のとおりとします。

なお、重点抑止エリア内に抑止対象行為以外の施設等を立地する場合は、関係法令に基づき、その可否を判断します。

■抑止対象行為

| 区 分 | 抑 止 対 象 行 為 | | | | |
|---------|--------------|-----|--------|-------------------|-------------------|
| | 沿道サービス 施設 | 駐車場 | 資材置場等* | 産業廃棄物等 置場・処理施設 | 関係法令等の 違反施設・行為 |
| 重点抑止エリア | | ● | ● | ● | ● |
| 監視エリア | | | | | ● |

※ 資材置場等には、残土置場、建設機械・重機置場、コンテナボックス置場等を含む。

※ 重点抑止エリアは県ホームページ掲載の「タイプB」に、監視エリアは「タイプC」に該当します。

■抑止対象エリア

